

## 秋田市上下水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 徴収事務を委託した者の住所および氏名  
秋田市山王臨海町3番18号  
秋田市上下水道サービス株式会社  
代表取締役 太 田 博 之
- 2 委託した公金の徴収事務の範囲
  - (1) 受付業務（窓口、電話等）
  - (2) 収納業務
  - (3) 滞納整理業務
  - (4) 電子計算処理業務
  - (5) 検針業務
  - (6) 開栓・閉栓業務および精算業務
  - (7) 調定および更正に係る業務
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務で秋田市上下水道局が必要に応じ指示する業務
- 3 委託期間  
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- 4 委託区域  
秋田市内全域および滞納整理業務上必要な区域